

平成28年度事業計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

I. 事業活動基本方針

新公益法人制度のもとで公益目的支出計画を実施してまいりましたが、昨年移行法人としての事業が完了したことを主務官庁から報告を受けました。

当会は、あらためて「法人会の原点」に立ち返り、税のオピニオンリーダーとして企業の発展支援と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献するための事業活動に積極的に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の強化を図るとともに、会員相互の交流を図り地域の活性化にも配慮しつつ、以下に掲げる諸事業に取り組む。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税制改正への提言

地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生はなく、そのための地方創生戦略と絡めた税制の整備は重要且つ喫緊の課題といえる。

また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革にも本腰を入れた取り組みが求められている。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

(2) 税の啓発活動・租税教育活動

①一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努め、これらを資するため租税教育教材等を全法連と連携して作成配付する。

②青年部会による租税教育活動、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

③申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

(3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修教材配付を行う。

また、インターネットセミナーを活用した豊富な一流の講師陣による映像と音声での社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

(4) 税に関する広報の充実

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連の広報を実施する。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツールである「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 地域活性化事業

各地域における経済社会環境の改善、活性化に資する事業の実施又は支援等を行う。

(2) 社会貢献活動への取り組み

活動の軸足を税に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動として、さまざまなテーマの講演会、研修会、さらには家庭で不要になったタオルを回収し、社会福祉協議会や老人福祉施設等で利用を図るなどこれまで以上に範囲を広げ積極的に社会貢献活動に取り組む。

3. 法人会の活動を支援することを目的とする事業

(1) 組織の充実・強化

①法人会組織を存続・発展させる観点から、本会・地区会の組織基盤維持・強化を図るため、会員数確保のための諸施策を全法連と連携し、役員の率先した参画や指導のもと実施する。

②会員支援事業としては、会員企業間の異なる分野の交流を図り、積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開及び企業の繁栄に繋がる事業を行う。

③青年・女性部会の充実

青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、目標数値を設定のうえ、より積極的な展開を図る。

また、法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。

女性部会は、女性部会のあり方（指針）に沿って「税の絵はがきコンクール」及び、「社会貢献活動」に積極的に取り組む。

4. 法人会の福利厚生の上に資することを目的とする事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の確保を図るため、取扱い3社との連携を一層強化し、福利厚生制度収入の増収のための活動に注力する。

平成28年度は、全法連全体で推進している「3年10億円増収計画」の最終年度にあたることから、引き続きこの活動に鋭意に取り組む。

5. 管理関係

①一般社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり、諸会議の開催を行い所要の体制整備を行う。

②「会計原則」の「総額主義の原則」により、内部組織である地区会・部会の収益・費用・財産はすべて本会会計に統合するため本会が直接支払うことを原則とする。

6. その他、本会において実施することが必要と認める事業を行う。